

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	赤 穂 市

赤穂市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 赤穂市産業振興部農林水産課
所 在 地 赤穂市加里屋 8 1 番地
電 話 番 号 (0 7 9 1) 4 3 - 6 8 4 0
F A X 番 号 (0 7 9 1) 4 3 - 6 8 9 2
メールアドレス nourin@city.ako.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ヌートリア、アライグマ、アナグマ、カワウ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	赤穂市全域

2. 鳥獣による農林水産等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンジカ	水稻、麦類	2.35ha 773 千円
イノシシ	水稻、豆類	0.38ha 143 千円
合計		2.73ha 916 千円

(2)被害の傾向

○ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、市内全域で四季を問わず発生しているが、特に春先から晩秋にかけて発生しており、主に田植え・稲刈り時期の水稻を中心に、麦類や大豆、野菜等への被害が集中している。また、森林の下層植生への食害により若木が育たず森林が衰退し、森林の公益的機能、生態系への影響が懸念される。

○イノシシ

イノシシによる被害は、9～11月に水稻や豆類等への食害、踏み倒し被害が多く発生している。被害区域は市内全域に広がっており、特に市の北部で被害が増加している。また、土壤生物を餌とするため田畑や畔(あぜ)を掘り起こすといった被害も発生している。

○ヌートリア

ヌートリアは市内全域に生息域が拡大しており、現在は家庭菜園を中心に被害が出ており、被害金額は把握できていない。

今後は商業用作物の被害が発生することが予想される。

○アライグマ

被害頻度は少ないものの、畑や人家等での目撃情報が年に3～4件あり、市内での一定数の生息が予想される。今後、個体数の増加とともに被害が拡大する可能性がある。

○アナグマ

被害頻度は少ないものの、近年目撃情報が増加しており、市内での個体数の増加が予想される。今後、個体数の増加とともに被害が拡大する可能性がある。

○カワウ

赤穂市内にコロニー(集団営巣地)が存在しており、アユ等の川魚について被害が発生している。今後、個体数の増加とともに被害が拡大する可能性がある。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和5年度)		目標値(令和9年度)	
ニホンジカ被害	2.35ha	773 千円	1.7ha	541 千円
イノシシ被害	0.38ha	143 千円	0.3ha	100 千円
ヌートリア被害	－ha	－千円	－ha	－千円
アライグマ被害	－ha	－千円	－ha	－千円
アナグマ被害	－ha	－千円	－ha	－千円
カワウ被害	－	－千円	－	－千円
合計	2.73ha	916 千円	2.0ha	641 千円

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会に対し、ニホンジカ、イノシシの捕獲頭数に応じた委託料を設定し、有害鳥獣捕獲班による捕獲意欲を喚起している。 ヌートリア、アライグマに関しては被害状況に応じて、わな等による捕獲を実施している。	年間を通じて捕獲班の熱心な活動により多数の捕獲を行っており、一定の成果を挙げているものの、農業者からの捕獲を求める声は依然として高い。また、捕獲活動に従事する猟友会会員の減少、高齢化も課題である。
防護柵の設置等に関する取組	市の補助事業による個人・集落での防護柵の設置を行っている。	集落・個人での防護柵を設置している地域での被害は防がれているが、未設置の地域での被害は減少していないため、継続して設置を進める。また、過去に設置した防護柵についても老朽化が進んでいるため、補修、更新等も同時に行う必要がある。

①有害鳥獣の捕獲実績の推移（令和3年度から令和5年度）

対象鳥獣	捕 獲 実 績(頭)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	有害	狩猟	有害	狩猟	有害	狩猟
ニホンジカ	446	577	422	656	420	497
イノシシ	592	102	419	82	340	56
ヌートリア	2	0	9	0	4	0
アライグマ	8	0	7	0	9	0

②防護柵設置の推移（平成15年度から令和5年度）

	令和2年度まで	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
設置延長	214,866m	11,259m	9,856m	4,579m	240,560m
事業費	72,254 千円	3,461 千円	1,995 千円	1,228 千円	78,938 千円
種類	金網柵・ネット柵・トタン板柵・電気柵				

(5) 今後の取組方針

- ・猟友会、地元との連携を強化し、詳しい被害状況を把握することにより、捕獲の強化、合理的な防護柵の設置と管理、修繕を継続し、被害防除に努める。（継続）
- ・狩猟免許取得者や狩猟免許の更新を受ける者への経費の補助を行い、狩猟者の確保に努める。（平成24年度～）
- ・県が三木市吉川町で整備した「兵庫県立総合射撃場」において、銃猟及びわな猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上を進める。
- ・地元住民へ被害対策の情報提供や知識の普及啓発を行うことにより農作物への被害軽減を図り、東備西播定住自立圏形成推進協議会を構成する岡山県備前市、上郡町とも連携し被害低減のための取組を実施する。（継続）
- ・野生動物共生林整備地においては、整備効果を持続するために、バッファゾーンへの侵入木竹等の伐採を実施するとともに、野生動物の餌資源が豊富な生息場となる広葉樹林の適正な施業や広葉樹の植栽の維持管理、バッファゾーン周辺に整備された防護柵の維持修繕を実施する。（継続）

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・有害鳥獣捕獲班による捕獲活動の充実を図るとともに、市、猟友会等による鳥獣被害対策実施隊の設置に向けた検討を進める。
- ・捕獲檻設置に対する補助を行い、被害地での捕獲体制の強化を図る。（平成26年度～）

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ニホンジカ イノシシ ヌートリア アライグマ アナグマ カワウ	・捕獲機材・わなの導入促進(継続) ・狩猟免許取得や更新にかかる経費補助 (平成24年度～)

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
・ニホンジカについては、兵庫県第3期ニホンジカ管理計画を参考にして、適正個体数に近づけるための捕獲計画を設定する。また、防護柵の設置や維持管理等の対策を実施し、獣害に強い集落づくりを目指す。 ・イノシシについては、兵庫県第3期イノシシ管理計画との整合性に留意しながら、農作物の被害減少に向けた捕獲計画を設定する。 ・ヌートリアおよびアライグマについては、全頭駆除を目標に捕獲を進める。 ・アナグマおよびカワウについては関係機関と協議し捕獲頭数を設定する。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ	1,070 頭	1,070 頭	1,070 頭
イノシシ	600 頭	600 頭	600 頭
ヌートリア アライグマ	可能な限り捕獲		
アナグマ カワウ	関係機関と協議し捕獲頭数を設定する		

捕獲等の取組内容
・ニホンジカについては、目撃効率の高い北部、西部を中心に、年間を通じて有害鳥獣捕獲班による捕獲活動により個体数の調整を実施する。(継続) ・イノシシについては、ニホンジカの有害捕獲と合わせた捕獲活動を実施する。(継続) ・ヌートリア、アライグマ、アナグマについては捕獲檻設置等により捕獲を実施する。(継続) ・カワウについては関係機関と捕獲方法について協議の上、捕獲を実施する(継続)

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
赤穂市全域	アナグマ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ イノシシ	金網柵・ネット柵・トタン板柵・電気柵 15,000m	金網柵・ネット柵・トタン板柵・電気柵 15,000m	金網柵・ネット柵・トタン板柵・電気柵 15,000m

(2) その他被害防止に関する取組

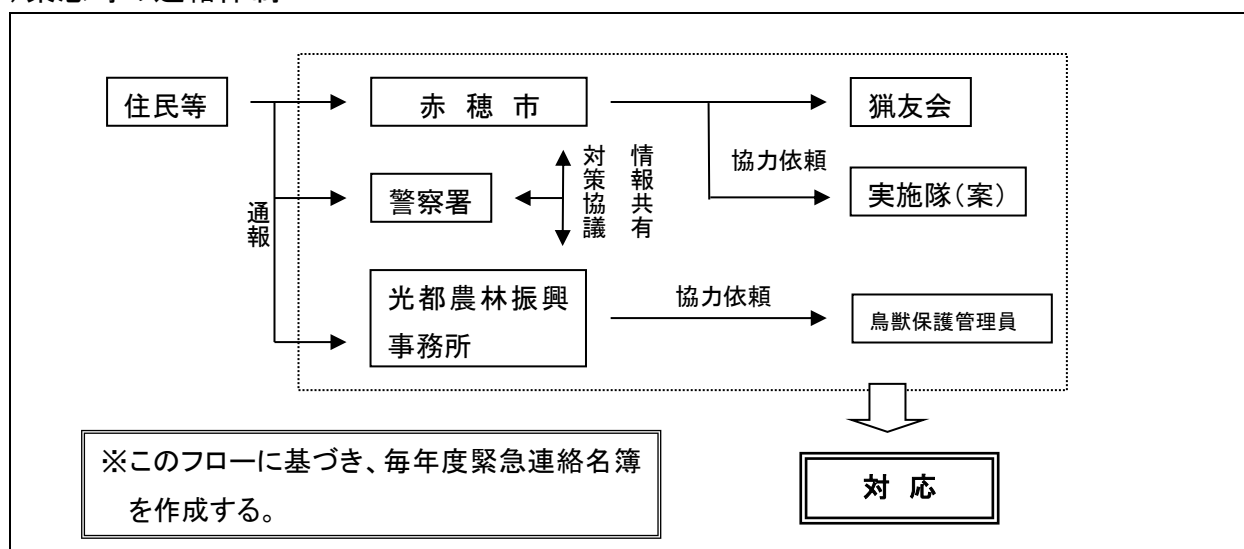
年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7～9 年度	ニホンジカ イノシシ	・侵入防止柵の点検管理、修繕(継続) ・地域住民による集落環境の整備、誘引要素の排除(継続) ・野生動物共生林整備地をモデル地区とした集落ぐるみで行う獣害対策の普及・啓発(継続)
令和 7～9 年度	ヌートリア アライグマ アナグマ	・捕獲檻の市保有個数の増加(継続) ・岡山県備前市・上郡町との広域連携(継続) ・捕獲従事者の確保、育成支援(継続) ・地域住民への情報提供・知識の普及啓発(継続)
令和 7～9 年度	カワウ	・被害状況の調査(継続) ・捕獲、防除方法の調査検討(継続)

5. 対象鳥獣による住人の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある
場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
赤穂市農林水産課	・捕獲許可証の交付 ・捕獲業務の指導・支援 ・被害防除技術や対策の普及・啓発 ・地元住民との調整・周知・被害防止推進 ・対策協議会の設置
兵庫県猟友会赤穂市支部	・捕獲活動の実施 ・対策協議会への参加
鳥獣被害対策実施隊(案)	・被害防除技術や対策の普及・啓発 ・追い払い活動 ・対策協議会への参加
鳥獣保護管理員	・有害鳥獣駆除の調査、指導 ・対策協議会への参加
兵庫県西播磨県民局 光都農林振興事務所	・捕獲業務の指導・支援 ・被害防除技術や対策の普及・啓発 ・対策協議会への参加
兵庫県赤穂警察署	・住民の安全確保 ・対策協議会への参加

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・捕獲した鳥獣の処理については、原則として捕獲者が安楽死させた後焼却または埋設処分を行うものとする。

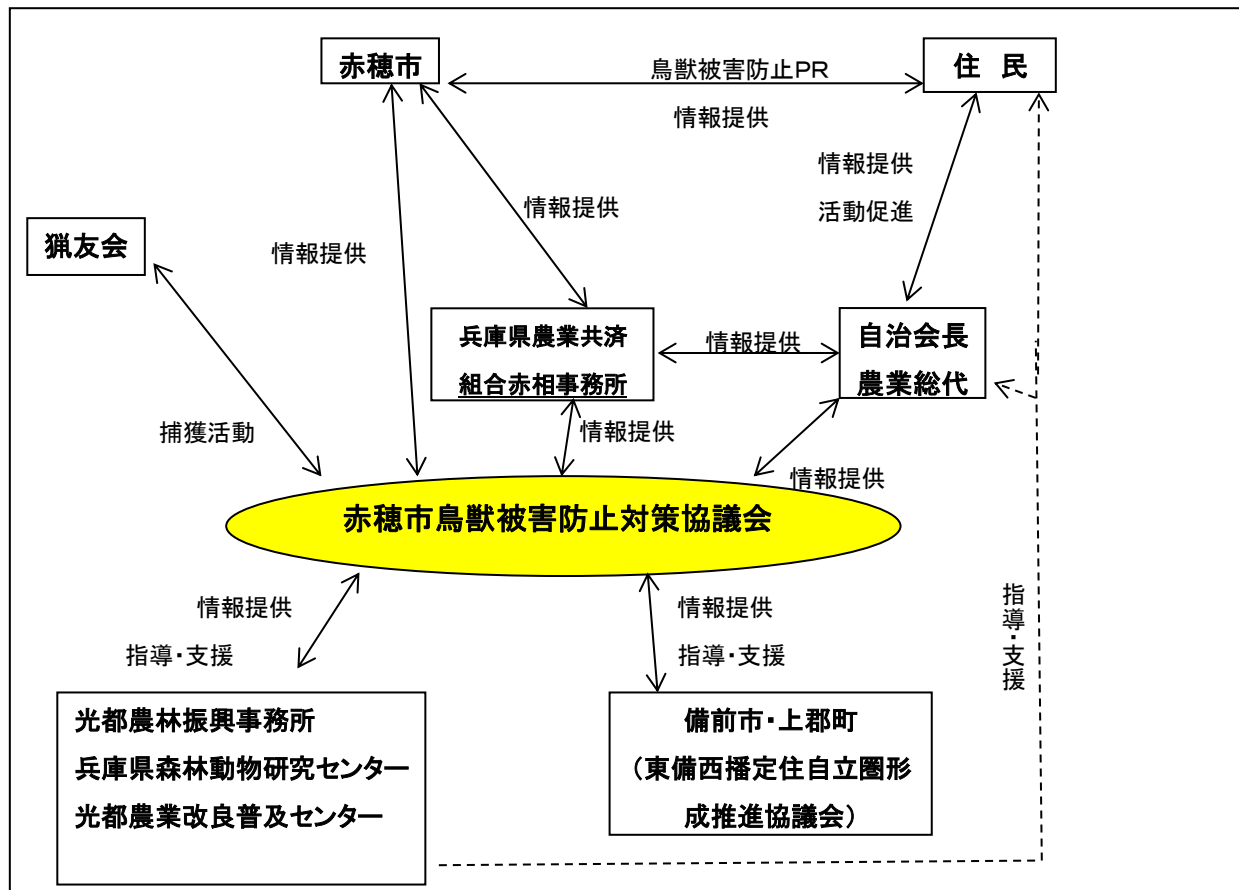
7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

・ニホンジカについては、ジビエ等での有効活用についても研究を行うとともに、利活用に向けた広報活動・普及啓発活動を行う。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	赤穂市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
赤穂市農林水産課	・事務局、関係機関の連絡調整 ・捕獲許可証の交付、捕獲業務の指導・支援 ・被害防除技術や対策の普及・啓発 ・地元住民との調整・周知・被害防止推進
兵庫県農業共済組合 赤相事務所 各自治会 農業総代	・被害情報の収集・整理 ・地元住民との調整・周知・被害防止推進
兵庫県猟友会赤穂市支部	・有害鳥獣捕獲活動の実施
兵庫県西播磨県民局 光都農林振興事務所	・県研究機関との技術支援の調整 ・捕獲許可証の交付、捕獲業務の指導・支援 ・被害防除技術や対策の普及・啓発
光都農業改良普及センター	・被害防止対策に関する助言や指導
兵庫県森林動物研究センター	・野生動物に関する調査研究、被害防除の指導



(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
兵庫県赤穂警察署	住民の安全確保

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・周辺市町や設置済みの実施隊の動向を参考に、赤穂市でも被害防除技術の普及啓発や追い払い活動を目的とした鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・各種施策を活用し、広範囲での被害防止を促し、集落全体での取り組みを進めていく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・確実な被害軽減のため、防護・捕獲・環境整備を基本とした対策が重要であり、赤穂市・兵庫県その他の関係機関と地元集落等が密に連携し、被害防止に取組めるよう推進していく。
- ・東備西播定住自立圏を構成する岡山県備前市・上郡町と連携し、広域の被害防止施策の実現に取り組む。
- ・赤穂市森林整備計画における鳥獣被害防止森林区域内のシカ等による食害、剥皮被害を防止するため、わな及び銃器による捕獲を実施する。(継続)

・野生イノシシの豚熱(CSF)が県内で拡大していることから、進入を防止するため「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化を進めるとともに、捕獲者に対して、靴底や車両への消毒の実施など感染拡大防止を注意喚起していく。